

令和元年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和 元年12月16日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 0時22分

場所 第3委員会室

出席委員 浅井明委員長

杉島理一郎副委員長

宮崎吾一委員、日下部伸三委員、立石泰広委員、中屋敷慎一委員、

小谷野五雄委員、醍醐清委員、東間亜由子委員、田並尚明委員、

塩野正行委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

北島通次総務部長、岩田英久税務局長、渋澤陽平人財政策局長、

秋山栄一契約局長、表久仁和参事兼人事課長、原口誠治参事兼税務課長、

宍戸佳子職員健康支援課長、中村哲哉文書課長、大久保修次学事課長、

若林裕樹個人県民税対策課長、影沢政司管財課長、黒坂和実統計課長、

豊野和美総務事務センター所長、小山和彦行政監察幹、辻幸二入札課長、

小高巖入札審査課長、三橋亨県営競技事務所長

岡精一秘書課長

武藤彰人事委員会事務局長、

諸角文人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、益城英一任用審査課長

[県民生活部関係]

小島康雄県民生活部長、山野均スポーツ局長、大浜厚夫県民生活部副部長、

矢島謙司県民生活部副部長、谷川裕保参事兼防犯・交通安全課長、

田沢純一広聴広報課長、谷澤正行共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、

浅見健二郎文化振興課長、和田公雄国際課長、岸田正寿青少年課長、

坂庭進スポーツ振興課副課長、

都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、

斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、藤岡麻里男女共同参画課長、

関口修宏消費生活課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第103号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち県民生活部関係	原案可決
第111号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第115号	指定管理者の指定について（埼玉会館及び彩の国さいたま芸術劇場）	原案可決
第123号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第124号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第125号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

請願番号	件名	結果
議請第10号	教育負担の公私格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	不採択

報告事項（県民生活部関係）

- 1 ラグビーワールドカップ2019の開催結果及びレガシーの創出について
- 2 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

宮崎委員

- 1 住居手当について、下限の額と上限の額が変更とのことだが、個々の職員にどのような影響があるのか。
- 2 変則勤務手当について、対象職員と、今までどのような考えで支給していたのか伺う。

参事兼人事課長

- 1 住居手当を支給している職員のうち、引上げ対象になる職員は約7割、引下げは約3割となる見込みである。
- 2 変則勤務手当は、正規の勤務時間として夜19時から翌朝の6時半まで勤務した場合に、心身の疲労を考慮して支給してきたところである。支給対象としては、例えば、児童相談所の一時保護に従事している職員やリハビリテーションセンターで勤務している職員が支給対象となっている。今回の見直しについては、深夜以外は特殊性について、手当で考慮すべきほどではないと意見の申出を人事委員会から頂いたものである。

宮崎委員

住居手当の支給について、家賃との関連性を詳しく伺いたい。

参事兼人事課長

引下げになるのは、家賃が16,100円以上59,000円未満の職員であり、引上げになるのは、家賃が59,200円以上の職員である。

中屋敷委員

本会議の一般質問の中でも、県職員の採用時に辞退者が出ていると説明があった。初任給をはじめ主として若年層の給料を引き上げることで、職員の確保にどのようにつながるのか。人事委員会の勧告内容はどうなっているのか伺う。

参事兼人事課長

採用の辞退に頭を悩ませているところである。辞退者が国家公務員、都や区に就職されることが多いのが現状である。公務員の給与は、国に準じるところが多く、今回の若年層の引上げは、採用で競合関係となる自治体も同様となるため、引上げによって直接的に辞退率が大きく変わるとは考えていない。

人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長

勧告内容の1点目は、公民給与較差に基づいた月例給及び特別給の引上げである。2点目は、国や都道府県の状況等を踏まえた地域手当の支給割合の引下げと、それに見合う分の給料月額引上げである。3点目は、国に準拠した住居手当の改正である。4点目は、国等の支給実態等に合わせた変則勤務手当の見直しである。

日下部委員

- 1 第123号から第125号議案の改定で、どの程度の財源が必要となるのか。

- 2 台風19号で被災した方もいる中で、特別職の期末手当の上げは適切なのか。
- 3 地域手当について、埼玉県は10%から8.3%になるとのことだが、東京都は何%になるのか。職員の給与は具体的にどのように変わるのか。

参事兼人事課長

- 1 改定による影響額は、特別職の期末手当は約70万円の増、一般職の給与改定が全任命権者で約17億円の増、特殊勤務手当が約1,600万円の減である。
- 2 職員の給与は国や民間との均衡を図ることが、法律にも定められている。今回、一般職の給与の上げと国の特別職の期末手当が0.05月引き上げられたことを踏まえたものであるため、御理解を賜りたい。
- 3 東京都の地域手当は20%だが、今回見直すとは聞いていない。埼玉県では今回の地域手当の見直しは地域手当と給料の配分の変更であり、地域手当として支払っていたものを給料に割り振るものであるため、職員の給与は変わらない。

日下部委員

地域手当について、東京都は20%だが、地域手当がない団体もある。国は地方創生というが、東京都だけ給与が良ければ東京都が一人勝ちになってしまう。国の勧告に対して地方自治体は何か意見は言えないのか。

参事兼人事課長

地方公務員法上、職員の給与は国と民間に準拠することが定められており、人材の確保が困難なため引き上げるとは、大枠ではなっていない。国と人事委員会が調査した民間の動向の枠の中で推移しており、御理解を賜りたい。

柳下委員

- 1 知事等の特別職の年収について、改定前と改定後の額はどうか。
- 2 特別職の改定による所要額が70万円とのことだが、改定を行わなければならないということではない。被災者の実態、年金の減額、消費税の増税など、県民の生活が大変な時期の期末手当の上げをどう考えているのか。
- 3 変則勤務手当の支給対象人数は内訳を含めどうなっているのか。深夜、早朝、準夜勤等、変則勤務による心身への負担はかなり大きく、家庭生活においても大きな犠牲を払って従事している職員も多くいると思う。手当を廃止することは考えられないが、なぜ廃止するのか。
- 4 休日や年末年始に勤務した場合には、変則勤務手当の対象とする改善が必要だと思うが、職員からの要望はあるのか。

参事兼人事課長

- 1 年収については、知事は改定前が23,937,650円、改定後が24,040,600円。副知事は改定前が19,116,404円、改定後が19,198,619円となっている。
- 2 災害で御苦労されている方がいらっしゃることは重々承知しているところであるが、給与制度については、国や民間企業の動向を踏まえた人事委員会の勧告等を踏まえて行うことが、一番納得性のあるものと考えており、今回、国に準じて0.05月分の期末手当の上げを提案した。

- 3 変則勤務手当について、昨年、知事部局では、いわゆる深夜勤務が135人、今回廃止となる早朝・準夜勤務が43人となっている。警察業務手当については、深夜勤務が9,221人となっている。特殊勤務手当についても、国等に準じるところが多々あるが、国でもいわゆる準夜帯の午後7時から10時と午前5時から6時30分は、支給していないという状況を踏まえて、今回人事委員会から意見の申出があったと認識している。勤務が大変だということは承知しているが、特殊勤務手当として手当で措置するまでの困難性があるかということ、国が支払っていない中で本県だけが支払うことの納得性に課題があったものと認識している。
- 4 休日については、休日勤務手当として100分の135の割合で手当が支給されることになっている。

柳下委員

- 1 変則勤務手当について、国よりも本県の方が良くするというのも地方自治体として必要だと思うが、1回の勤務につき730円支給されていたものを廃止することについてどう考えているのか。
- 2 知事、副知事、公営企業管理者、教育長、監査委員等、10人で70万円の引上げとのことだが、この額であれば、本県での台風19号の被害、豚コレラの発生を考えれば、今回は改定しないと知事が政治判断できるのではないか。

参事兼人事課長

- 1 例えば、夕方7時以降働くということについて、国と埼玉県では、その時間帯で働くことに大きな差異はないものと考えている。その部分について、国が特殊勤務手当として支払っていない部分を埼玉県だけ支給し続けるということの説明は困難であると考えている。今まで手当が支給されていて、同じ仕事をしている職員について、手当だけ減るということは申し訳ないところがあるが、特殊勤務手当の適正化という観点で、御理解を頂くため、組合交渉なども重ねてきたところである。
- 2 給与制度は国に準拠しており、国の特別職が引き上げられたことを踏まえ、改定をしたい。

柳下委員

知事、教育長宛てに、「変則勤務手当（準夜）の廃止案を撤回し、改善を求める署名」が職員組合から提出されているのは知っているのか。内容は、「変則勤務手当（準夜）の廃止を行わないこと。祝日や年末年始に勤務した場合にも、変則勤務手当の支給対象とすること」であるが、どう考えているのか。

参事兼人事課長

署名については、組合交渉の際に頂き、認識しているところである。組合交渉の場でも、実際に手当が減らされる職員から意見を聞いたが、その時間帯に働くということそのものは、例えば国家公務員であっても同じであり、国家公務員に対して支給されていない手当を埼玉県のみ支給することに対し、県民の理解を頂くことは難しいということを、組合交渉で説明した。

総務部長

署名は私も団体交渉の場で直接頂き、話も詳細に伺わせていただいた。変則勤務手当に

限らず、給与全般については、国及び他の都道府県との均衡を考慮することが原則として定められている。県によって実情が異なることもあるため、全て国と同じ制度にしなければならないということではないが、国や多くの他県と異なる制度とする場合には、対外的に十分な説明ができる必要がある。調査・検討したが、国では準夜帯の勤務に手当を措置していない中で、国と比べて本県の業務が著しく困難であり、手当を支給する理由があるとまでは言えないため、今回の判断とした。御理解を賜りたい。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

田並委員

学校連携観戦チケットの配分は公平になされなければならないが、その方法は決まっているのか。また、配分するチケットの枚数は積上の結果か、それとも埼玉県分として組織委員会から割り当てられたものなのか。

オリンピック・パラリンピック課長

枚数は組織委員会から割り当てられたものであり、これを市町村等の希望に応じて配分する。対象となっているのは、県立・市町村立・私立の全ての学校であり、全体で約74万人である。選定に当たっては公平性の確保が重要であり、まずは児童・生徒数で按分した枚数を大まかな枠として、市町村の希望に応じて振り分ける考えである。

田並委員

同じ市町村でも行ける学校と行けない学校が出る可能性があるということか。

オリンピック・パラリンピック課長

全体の人数が多い市町村ではそうした可能性がある。競技観戦は学校教育の一環と考えており、事前にオリンピック・パラリンピックの教育をしっかりと行い、その集大成として観戦してもらおう。観戦に行けなかった子にも、その状況をフィードバックする機会を設けるなど、学校教育の中で対応してもらおう。

田並委員

オリンピック・パラリンピック教育が適切に行われたのかどう判断するのか。不公平感を出さないように、配分を決めた理由が必要である。

オリンピック・パラリンピック課長

チケットの枚数は限られており、オリンピック・パラリンピック教育の実施が重要なポイントと考えている。市町村教育委員会には、どのように教育をすることが相応しいのか教育内容を検討し計画書を提出していただく。

宮崎委員

学校関連チケットについて、キャンセルがあった場合の対応を伺う。

オリンピック・パラリンピック大会課長

チケットの配分後にキャンセルがあった場合、配分した学校の枠内で調整することを第一に考えている。

宮崎委員

配分の前に観戦の会場や日時などの暫定案を提示していると思うが、低学年の児童では熱中症で観戦が難しい、交通機関が発達していない地域の小中学校ではバス利用でないと観戦が難しい、特別支援学校では医療ケアが必要なお子さんの観戦が難しいなどの事情でキャンセルが出た場合、どのように不公平感を生じさせないように再分配する考えなのか。また、特別支援学校や小学校の低学年が想定されるが、教員以外に付き添いが必要な場合、チケットを配分するのか。

オリンピック・パラリンピック大会課長

本県の場合は、組織委員会から競技日程や時間などの詳細を聞いた後に正式な照会をしており、市町村からの希望に応じた形で配分を決めている。このため、他の都県のように配分前にキャンセルが出るとの事象は当たらない。また、原則として公共交通機関を使うことになっているが、特別支援学校などでバス移動が必要な場合には、個別に県が相談に応じて組織委員会などの関係機関と調整する。夏場の暑い時期であり、引率に対する不安もあるかと思うが、県としてもサポートは考えている。例えば、会場の最寄駅に配置する都市ボランティアに、周辺の冷房が効く場所などをあらかじめ情報として伝えておく。チケットによって、多数の児童・生徒が到着する時刻や、低学年の児童が多い時刻が分かるので、都市ボランティア配置のローテーションを手厚くするなどして、引率教員をサポートする体制を考えている。さらに、引率教員以外の保護者の引率についても、希望に基づきチケットを配分したい。

日下部委員

学校連携観戦チケットの関係で、都では、会場へは原則公共交通機関を利用するため、貸切バスを利用できないことや、熱中症を踏まえ辞退する学校が相次いでいるとの新聞記事が出ていた。チケット配分の公平性について岡田静佳議員も一般質問で質問していたが、辞退する学校があまりに多く出るのであれば、抽選制にして個人参加とすれば公平である。辞退をする学校が多い場合には、完全に抽選制にするのはどうか。

オリンピック・パラリンピック課長

都が実施した事前調査では全児童・生徒が参加の方向であったが、詳細な条件が分かってから、低学年は辞退するような事例があった。本県の場合は、事前に条件を示した上で意向を確認しており、参加の条件を検討した上で利用希望を出しているため、都の事例とは異なると考えている。学校連携観戦チケットは、教育プログラムの一環として実施するという枠組みであり、例えばクラスや学年、学校などの単位でチケットを配券する形になっている。このため個人ごとの抽選という形では考えていない。県が購入するチケットである以上は、教育プログラムの一環として役立てることを考えている。

中屋敷委員

関係自治体チケットは、地域の活性化の推進が目的とのことだが、どのように地域の活性化が進められると考えているのか。また、市町村の競技団体の要望はどのように受け取るのか。

オリンピック・パラリンピック課長

地域活性化の例としては、世界最高峰の競技観戦をその後のスポーツ振興や指導者の育

成につながるためにチケットを渡すとか、オリンピック・パラリンピックをテーマとしたポスターコンクール等を行い副賞としてチケットを渡すことなどが、組織委員会から認められている。また、市町村内の競技団体については、市町村から照会するものと考えている。なお、関係自治体チケットについては、県は枠を確保するものであり、費用は参加者負担となる。

中屋敷委員

県は市町村に対し、地域の活性化の例を案内するのか。

オリンピック・パラリンピック課長

事例は組織委員会が示しているものであり、全市町村にはあらかじめ通知している。

柳下委員

- 1 指定管理の候補者の選定理由として、『『彩の国シェイクスピア・シリーズ』などの国内外での評価が高い取組を引き継ぐことができる』、「県との密接な連携による運営ができる」とのことだが、今までのノウハウをさらに発展させるにはどのように連携し、企画・運営をしていくのか。
- 2 芸術劇場は25周年を迎えて阿部寛主演の公演も控えている。県は指定管理者と連携してどのようにPRしているのか。

文化振興課長

- 1 蜷川芸術監督が亡くなった時点で「彩の国シェイクスピア・シリーズ」は未完であり全37作品が出来上がっていなかった。その後、「彩の国シェイクスピア・シリーズ」に出演されていた吉田鋼太郎さんにシリーズの芸術監督をお任せして最後まで上演することとし、芸術文化振興財団と県がともにPRをして、一層盛り上げ発展させようとしている。
- 2 次回作の「ヘンリー八世」は、11月中旬にチケット販売を開始し、芸術文化振興財団のホームページのほかホリプロなどにおいて様々なPRを実施してきた。その結果、チケット販売は好調で、追加販売分等に多少の席が残るといった評判の高い状況である。

柳下委員

国内外の評価の高い公演を行うほか、海外公演の実施、吉田鋼太郎さんと阿部寛さんのトークなども行っているが、企画については指定管理者が考えているのか。

文化振興課長

芸術劇場は様々な企画により高い評価を頂いているが、蜷川さんの薫陶を受けて育ってきた芸術文化振興財団の制作スタッフが、出演者との調整などをしながら企画を行っている。トークセッション等も芸術文化振興財団が考えたものであり、県はこれらの企画案に対して同意するという形で実施している。海外公演は評価の高い公演を是非我が国で上演してほしいという要請を受けて招へいされているものである。

【付託議案及び第123号議案及び第125号議案に対する討論】

柳下委員

第123号議案に対する反対討論を行う。第123号議案は、知事をはじめとする特別

職と教育長の期末手当の額を0.05カ月引き上げる条例の一部改正である。今、格差と貧困が広がり、実質賃金の連続引下げ、年金支給額の削減、消費税10%への引上げ、台風19号の影響も含めて「生活が苦しくなった。大変」という県民が増えている。こうした時に、知事などの特別職の手当を引き上げることは、県民感情になじまない。よって、共産党県議団は、知事等の特別職の期末手当額を引き上げる条例に反対する。

第125号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に反対し討論を行う。今回の条例改正の主な内容は、変則勤務手当の廃止案というべき内容である。変則勤務職場に勤務する職員は、定期的あるいは不定期に勤務時間をずらして、夜間における窓口等の県民サービスを担っている。今回の変則勤務手当の準夜とは、午後7時以降午後10時まで、及び午前5時から午前6時30分に正規の勤務時間を割り振られた場合に支給される手当で、1回の勤務につき730円が支給されているが、これが廃止される。変則勤務による、心身への負担は大きいものであり、家庭生活においても大きな犠牲を払って、従事している職員が多くいると聞いている。こうした負担に対する手当を廃止することは、認められない。祝日や年末年始に勤務した場合にも、変則勤務手当の支給対象とする改善こそ必要と考える。

【請願に係る意見（議請第10号）】

中屋敷委員

議請第10号について、不採択を求める立場から意見を述べる。

私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱の兼ね合いにより成り立っている。本県の父母負担軽減補助は全国でも最高の水準にあり、両者を合算すると国の標準額を上回っている状況にあり、厳しい県財政状況を鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に大幅に拡充することを求める本請願には賛成できないため、議請第10号について不採択を求める。

柳下委員

議請第10号、「教育費負担の公私間格差をなくし子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願」を採択する立場から賛成の意見を述べる。

請願事項は、1教育予算の増額、2保護者の学費負担の軽減、3運営費補助金の生徒一人当たりの単価の増額の3点である。請願理由にもあるように未来を担う子供たちのために教育予算を大幅に増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽くし、私学教育の発展・向上を図るためには、就学支援金と私立学校運営費補助の大幅拡充が、今求められている。私学においては、2018年からは、年収720万円未満の多子世帯にも補助金が対象となったが、私学に通う高校生の多くが、今なお高い学費等の負担に悩み続けている。また、私学の教育水準の維持向上のため、学校に対する運営費助成を現在の全国最下位から国水準まで引き上げることが必要である。11月28日に埼玉県私学振興大会が開かれ、「運営費補助金を抜本的に改善し、大県たるにふさわしい水準まで高めよ」という文言の入った決議がなされている。大会スローガンの下でも、「大埼玉である。運営費補助金を大県たるにふさわしい水準まで高めよ」と表紙にも入っている。よって、採択を主張する。埼玉私学助成をすすめる会代表の宮野恭子さんほか、署名が追加されて、46,025名の署名を添えての請願について、委員の皆さんの御賛同を心からお願いする。